

新潟国際友好会館国際交流・協力団体共同利用室管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市内の国際交流・協力団体の活動支援、各活動団体間のネットワーク化、さらに多文化共生社会の実現に向けた地域社会づくりをめざすため、本市で設置する新潟国際友好会館内国際交流・協力団体共同利用室の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 新潟国際友好会館国際交流・協力団体共同利用室（以下「共同利用室」という。）を利用しようとする者は、新潟国際友好会館条例施行規則第1条の2に規定する利用者の登録を行うものとする。

(利用の申請及び許可)

第3条 共同利用室を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、共同利用室の利用を許可しない。

- ① 共同利用室の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- ② 共同利用室の施設又は設備を汚損するおそれがあると認められる場合
- ③ 前2号に掲げる場合のほか、市長が共同利用室の管理上支障があると認める場合

(原状回復)

第5条 利用者は、共同利用室の利用を終えたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(許可の条件)

第6条 市長は、この要綱の規定による許可をするにあたって、共同利用室の管理のため

に必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号の一に該当する利用者に対し、この要綱の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは共同利用室からの退去を命ずることができる。

- ① この要綱又はこの要綱に基づく定めの規定に違反している者
- ② この要綱の規定による許可に付けた条件に違反している者
- ③ 偽りその他不正な手段により共同利用室の利用の許可を受けた者

2 市長は、共同利用室の管理上又は公益上の理由により、特に必要があると認める場合は、利用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。